

おむつ代医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、下記の条件をすべて満たす方を対象に、確定申告の際に「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

申請対象者

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②主治医意見書が、おむつを使用した年に作成されていること

※現在受けている要介護認定の有効期間が13ヵ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した前年の主治医意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方

申請方法

介護長寿課窓口に、介護保険被保険者証と窓口にお越しになる方の印鑑(認印可)を持参し、本人または家族の方で申請してください。

※証明書発行手数料 1件あたり300円

※証明書の発行には1時間ほど時間を要します。

☎介護長寿課 内線169・193

がんじゅ～広場

肩の力を抜いて暮らしてみませんか?専門スタッフの指導の下、ワイワイ楽しい仲間たちと一緒に姿勢や動作を整えましょう。

日時 毎週金曜日 10:00～12:00

場所 赤道老人福祉センター(願寿ひろば赤道)

対象 市内在住の65歳以上の方

受講料 無料 ※申込不要

☎介護長寿課 内線206

はつらつクラブ参加者募集

はつらつと元気で過ごすための運動と健康に役立つミニ講話を、公民館でご近所の皆さんと一緒に!

開催情報(日程変更も有ります。事前に問合せください)

▶上大謝名公民館
毎週月曜日 10:00～11:30

▶宇地泊公民館
毎週木曜日 13:30～15:00

▶野嵩3区公民館
毎週金曜日 10:00～11:30

▶新城公民館
毎週月曜日 13:30～15:00

▶嘉数公民館
毎週水曜日 13:30～15:00

▶長田公民館
毎週木曜日 10:00～11:30

対象 市内の65歳以上で医師からの運動制限のない方

※申込みは各公民館にて申込書を記入

☎介護長寿課 内線206・207



「栄養・お口の健康教室」のお知らせ

見落としがちな口腔の健康ケアと、簡単な栄養講話・調理実習を交えた3回シリーズ教室です。

日程(全3回)

【栄養】2月10日(金) 10:00～13:00

【口腔】2月17日(金) 10:00～12:00

【栄養】2月24日(金) 10:00～13:00

場所 中央公民館 2階 調理室(17日は、3階・研修室2)

対象 市内在住の65歳以上の介護認定を受けていない方

定員 16名(※申し込み多数の場合は抽選)

参加費 無料

申込期間 ～1月27日(金)まで

申込方法 電話または窓口受付

☎介護長寿課 内線207

平成29年4月より基準緩和型通所サービスを実施できる事業所を募集します。

事業内容 緩和型通所サービスA(運動機能向上)

公募期間 1月20日(金)～2月20日(月)

※公募に関する詳細は、本市ホームページをご参照ください。

☎介護長寿課 内線204・549

障害者控除対象者認定書の申請について

下記の要件に該当する方を障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」を交付します。(この認定書を提示することで確定申告の際に障害者控除を受けられる場合があります)

申請対象者

所得算定に係る年分の12月31日時点(死亡されている方に関しては死亡日時点)に65歳以上で、要介護・要支援認定を受けており、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っていない者。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

申請方法

介護長寿課窓口に、介護保険被保険者証と窓口にお越しになる方の印鑑(認印可)を持参し、本人または家族の方で申請してください。

※家族が申請の場合には、本人の同意が必要となります。

※証明書の発行には30分ほど時間を要します。

☎介護長寿課 内線169・193